

保証人の見つからない民間賃貸住宅入居希望者の方へ

板橋区家賃等債務保証支援事業

板橋区では、保証人の見つからない高齢者等の方が安心して入居を進めるための支援事業として、円滑に債務保証委託契約が結べるよう、民間保証会社と協定を結んでいます。

1 この制度を利用できる方

- ① **高齢者**（世帯全員が60歳以上）の方
- ② **障がい者世帯**（身体障害者手帳4級以上又は精神障害者保健福祉手帳3級以上又は愛の手帳4度以上の方を含む世帯）の方
- ③ **子育て世帯**（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養義務のある子とのみ同居する世帯）の方
- ④ **被災者**（地震、風水害、火災等で現に居住している住宅が被災）の方
- ⑤ **低額所得者世帯**（年間総所得金額から扶養控除等の額を控除した後の月平均額が、158,000円以下の世帯）の方

2 この制度を利用する場合の資格要件

- ・ 板橋区内に居住している高齢者等であること。
- ・ 区内の民間賃貸住宅に転居し、又は継続して居住すること。
- ・ 緊急連絡先があること。

3 ご利用方法

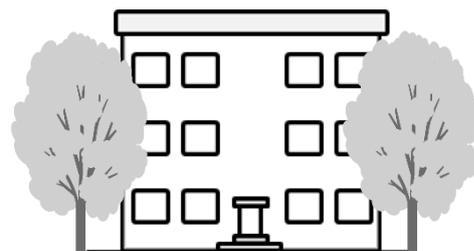
- ① 入居する物件をお探してください。
- ② 入居する物件を取り扱う不動産店で、この制度の利用が可能かをご確認ください。
- ③ 住宅政策課窓口まで「債務保証委託申込書」を受け取りにお越してください。（利用できることを確認しますので、マイナンバーカード、身体障害者手帳、罹災証明書、生活保護受給証明書など、年齢や住所等の申込み資格を確認できるものをお持ちください）。
- ④ 「債務保証委託申込書」を不動産店から民間保証会社に提出し、審査が通れば賃貸借契約と同時に債務保証委託契約を結んでいただきます。
- ⑤ 民間保証会社へ保証料をお支払いください。初回保証料は、月額の家賃と共益費等を併せた金額の30%です。（最低保証料15,000円）

4 板橋区と協定を結んでいる保証会社

日本セーフティー株式会社	港区芝5-36-7 三田ベルジュビル8階	TEL5446-5700
フォーシーズ株式会社	港区新橋5-13-7	TEL3434-3725
株式会社Casa	新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル30階	TEL6863-3964 TEL0120-97-5501
レスト・ソリューション株式会社	千代田区飯田橋3-3-9 千代田VERDAビル2F・3F	TEL3262-5522
株式会社インシュアランス	中央区銀座7-15-5	TEL050-3116-0666

5 制度の利用にあたって注意すべき事項

- この制度は、区が家賃や保証料などを助成するものではありません。
- 保証会社の審査結果によっては、債務保証委託契約ができない場合があります。
- 家賃等の滞納・不払いがあったときは、保証会社が債務保証委託契約に基づき家賃等を家主に支払いますが、その場合入居者は、保証会社が支払った額に契約に基づく金額を加えて保証会社に支払うこととなります。入居者の支払いが免除されるわけではありません。
- 保証会社の契約書を事前によく読み、内容をご確認のうえ、契約してください。



【問合せ先】 板橋区 都市整備部 住宅政策課
住宅政策推進係（区役所北館5階⑭番窓口）
〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
TEL 3579-2186